

指定小児慢性特定疾病医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定申請に係るQ&A

【初めにお読みください】

本Q&Aは、最新の情報をできるだけ反映させるため随時更新しています。

一部の用語については、次のとおり適宜略語を用いています。

- ・小児慢性特定疾病（疾患）→小慢
- ・小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に必要な、指定医の作成する診断書→医療意見書
- ・児童福祉法第〇条→法第〇条
- ・小児慢性特定「疾患」は、法律改正により小児慢性特定「疾病」となります。

**※ 小慢の公費請求を行うには、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受ける必要があります。
(指定難病の指定医療機関とは指定制度が異なりますので、ご注意ください。)**

質問項目と回答

指定医療機関について

Q 当医療法人は、吉川市と東京都内で病院（診療所）を開設しており、いずれでも小慢の診療を行う予定です。

この場合、指定医療機関の申請先はどちらですか。

A 申請先は、埼玉県及び東京都です。

Q 当医療法人は、上尾市とさいたま市と川越市で病院（診療所）を開設しており、いずれでも小慢の診療を行う予定です。

この場合、指定医療機関の申請先はどちらですか。

A 申請先は、埼玉県、さいたま市及び川越市です。

※小児慢性特定疾病医療給付制度では、都道府県、政令市、中核市はそれぞれ独立した実施主体となっています。

※小児慢性特定疾病と指定難病では、政令市及び中核市の扱いが異なりますのでご注意ください。

Q 当院は朝霞市に所在し小慢の診療を行っています。患者さんは市内のほか、川越市（中核市）、東京都、千葉県などから来院します。

この場合、患者さんの居住する各自自治体に指定申請する必要がありますか。

A その必要はありません。貴院の所在する埼玉県にのみ指定申請を行ってください。

Q 当医療法人は春日部市に法人本部があり、春日部市、熊谷市、秩父市で病院を開設し、小慢の診療を行っています。

この場合、指定申請の単位は法人（申請書1通）ですか、病院（申請書3通）ですか。

A 小慢の診療を行う医療機関ごとに指定申請を行う必要があるため、貴法人の場合3病院それぞれについて申請が必要です。

Q 当法人は東京都内に本部があり複数の都道府県・政令市で病院（診療所）を開設しています。この場合、本部で一括して指定申請を行うことはできますか。

A できます。ただし、次の点にご注意ください。

- ・指定は各病院（診療所）単位です。申請書も病院（診療所）ごとに必要です。
- ・申請先は各病院の所在する都道府県、政令市、中核市です。
- ・指定申請書の様式、添付書類は、各都道府県、政令市、中核市ごとに異なる場合があります。必ず各自自治体にご確認ください。

Q 当診療所では、医師が患者の求めに応じて医療意見書を書くことはありますが、小慢の診療は行っていません。

この場合、指定医療機関の指定を受ける必要がありますか。

A 必要はありません。

なお、今後小慢の診療を行う可能性があるのならば、早めに申請をしておくことをお勧めします。

指定医療機関申請書の記載について

Q 役員欄には誰を記載したらよいですか。

A 各法人、会社の定款（財団の場合は寄付行為）の「役員」等に定められた方及び申請する医療機関の管理者を記載してください。常勤、非常勤にかかわらず全ての方を記載してください。

一般的には次のような役職が定められているケースが多いと思われます。

- ・医療法人の場合
 - 理事長
 - 理事
 - 監事

- ・株式会社（薬局の開設者等）の場合
 - 代表取締役
 - 取締役
 - 会計参与
 - 監査役
 - 執行役（執行役員は含みません）
 - 理事
 - 監事

Q ○○市立病院の事務担当者です。当院の開設者は「○○市」で、代表者は市長彩の国太郎です。この場合、開設者の住所はどこを書けばよいですか。

A 市役所の所在地としてください。

（個人としての彩の国太郎さんが代表を務めているのではなく、行政機関（○○市）の長という地位に基づいてその職務の一環として代表を務めていると考えられます）。

指定医療機関 変更の届出について

Q 変更届出書を提出する場合、何通提出すればよいですか。
また、変更届出書の様式は、どこから入手できますか。

A 1通で結構です。

変更届出書の様式については、埼玉県ホームページからダウンロードできます。

県ホームページ内「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定申請について」

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/shiteiiryokikan.html>

Q 変更届出書を提出した場合、指定有効期間は変わりますか。

A 指定有効期間は変わりません。

Q 医療機関の営業譲渡に伴い、開設者と医療機関コードが変更になります。この場合、どのような手続きが必要ですか。

A 埼玉県の指定を受けている医療機関であれば、埼玉県あて変更届出書を提出してください。

埼玉県の指定を受けている医療機関については、埼玉県ホームページに一覧を掲載していますので、開設されている各医療機関が埼玉県の指定を受けているか確認してください。

埼玉県あての変更届出書の様式は、埼玉県ホームページからダウンロードできます。

なお、指定書に記載されている内容が変更となった場合でも、現在交付されている指定書が指定有効期限まで有効となりますので、変更内容を反映させた指定書の発行は原則行っておりません。変更内容を反映させた指定書を希望される場合は提出いただく書類が異なりますので、健康長寿課母子保健担当まで御相談ください。

※指定を受けている医療機関のうち、さいたま市・川越市・越谷市・川口市内の医療機関については、医療機関が所在する各市が届出先となりますので、届出に必要な様式や手続きについては各市へお問い合わせください。

※小児慢性特定疾病と指定難病では、政令市及び中核市の扱いが異なりますのでご注意ください。

Q 当法人は東京都内に本部があり、埼玉県内で複数の医療機関を開設しています。代表者が変更となったため変更届出書を提出しようと思いますが、本部で一括して変更届出書を提出することはできますか。

A できます。ただし、次の点にご注意ください。

・埼玉県へ変更届出書の提出が必要なのは、埼玉県の指定を受けている医療機関です。

埼玉県の指定を受けている医療機関については、埼玉県ホームページに一覧を掲載していますので、開設されている各医療機関が埼玉県の指定を受けているか確認してください。

・変更届出書は、指定を受けている医療機関ごとに作成してください。

埼玉県あての様式は、埼玉県ホームページからダウンロードできます。

※小児慢性特定疾病医療給付制度では、都道府県、政令市、中核市はそれぞれ独立した実施主体となっています。埼玉県内の政令市・中核市(さいたま市・川越市・越谷市・川口市)に所在する医療機関についての手続きは、各市へお問い合わせください。

※小児慢性特定疾病と指定難病では、政令市及び中核市の扱いが異なりますのでご注意ください。

指定医療機関 辞退の申出について

Q 当社は埼玉県内に薬局を複数開設し、それぞれの薬局で小児慢性特定疾病の指定医療機関となっています。このたび、さいたま市内と久喜市内にある薬局について閉局することになりました。今回閉局する薬局については、今後、小児慢性特定疾病の指定医療機関として運営しません。この場合、各薬局の辞退申出書の提出先はどこになりますか。

A 久喜市内の薬局については、埼玉県へ辞退申出書を提出してください。

埼玉県あての様式については、埼玉県ホームページからダウンロードできます。

さいたま市内の薬局については、さいたま市から指定を受けている医療機関のため、必要な手続きや提出書類については、さいたま市へお問い合わせください。

※小児慢性特定疾病医療給付制度では、都道府県、政令市、中核市はそれぞれ独立した実施主体となっています。埼玉県内の政令市及び中核市 (さいたま市・川越市・越谷市・川口市) に所在する医療機関 についての手続きは、各市へお問い合わせください。

※小児慢性特定疾病と指定難病では、政令市及び中核市の扱いが異なりますのでご注意ください。

Q 辞退申出書を提出する場合、何通提出すればよいですか。

また、辞退申出書の様式は、どこから入手できますか。

A 1通で結構です。

辞退申出書の様式については、埼玉県ホームページからダウンロードできます。

県ホームページ内「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定申請について」

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/shiteiiryokikan.html>